

令和元年度第2回魅力ある農業・農山村づくり検討委員会 議事録

1 日 時 令和2年1月27日(月) 13時30分～16時00分

2 場 所 埼玉会館

3 出席者

(1) 委員(敬称略)

西村拓、南埜幸信、原美登里、斉藤三恵子、横田富美子、矢島繁

(2) 県

牧農林部長、横塚農業ビジネス支援課長(以下、農ビ課長)、
林農村整備課長(以下、農整課長)、片桐農産物安全課長(以下、農安課長)

(3) 事務局

(農業ビジネス支援課) 吉岡副課長、田原主幹、本田技師、今井主事
(農村整備課) 西澤副課長、富岡主幹、高橋主任
(農産物安全課) 外島主査、松本技師

4 主 催 埼玉県

5 概 要

(1) 開 会 吉岡副課長

(2) 部長挨拶 牧農林部長

(3) 委員紹介

(4) 会長選任

委員の改選に伴い、新たな会長を選任するため、牧部長が仮議長となる。

魅力ある農業・農山村づくり検討委員会設置要綱第4(2)の規定に基づき、委員の互選によって会長の選任を求めたところ、南埜委員が事務局案の提示を求めた。

会長の事務局案として西村委員を指示し、牧仮議長が委員に諮ったところ、全員異議なく了承され、西村委員が会長となった。

魅力ある農業・農山村づくり検討委員会設置要綱第4(4)に基づき、会長の職務代理者に南埜委員を指名した。

(5) 会長挨拶

(6) 議 事

①各事業の概要

ア 中山間地域等直接支払事業について

○ 農業ビジネス支援課長から中山間地域等直接支払事業(資料1)について説明

○ 質疑等

- ・委 員 16ページの中山間地域等直接支払制度の特認基準について、農林統計上の中山間地域が12市町村と13市町村の標記があるが、どちらが本当か
- ・農ビ課長 失礼しました。12市町村が正確なものです。
- ・委 員 今の質問に関連した質問で、3ページの対象地域では16市町村となっているが、16ページの特認基準の地域では16市町村に足りないようだが、どうなっているのか。

- ・担 当 3ページの対象地域については、法律の指定地域及び特認基準地域を全て合わせた中山間地域等直接支払制度の対象地域。16ページについては、対象地域の内、特認基準地域部分のみ抜粋しているため、16市町村より少なくなっている。
- ・会 長 8ページ目の「地域営農体制緊急支援試行加算」について、今年度「人材活用体制整備型」の事例はあるが、「スマート農業推進型」の事例はないのか。
- ・担 当 今年度は「人材活用体制整備型」のみ。
- ・会 長 これは、農家の方から要望があって実施したものか。
- ・担 当 そのとおり。加算措置の要件について、市町村が集落に周知し、要件にあった集落が要望してきた形になる。
- ・委 員 今の質問に関連して、基本的にこれらの事業の申請は既存の取組があって申請するものか。
- ・担 当 既存の取組が要件に合致していれば申請可能。また、5年間の途中に集落内で加算措置の要件に合致する取組を実施し、申請すれば交付金を受けることができる。ただし、目標を設定することになり、目標達成ができない場合は交付金を返還することになる。
- ・委 員 この事業は5年間の制度になるが、5年間の制度の始まった年にしか申請できないのか。それとも制度開始後の2年目、3年目には申請できないのか。
- ・担 当 制度の途中の年度からも農業者等の要望があれば可能。
- ・委 員 この制度は農業者個人でできるのか。それとも、集落等の単位で行うものか。
- ・担 当 基本的には集落等の団体で行っていただく。しかし、個人でも他の農業者等から借り受けた土地を管理するなどの場合なら交付金を受けることができる。
- ・委 員 集落協定の目標の立て方について、営農活動を継続するだけの目標を立てればよいのか、または販売促進などのステップアップした目標を立てなければならないのか。
- ・担 当 集落によって変わるが、基本的に農用地の継続した維持・管理を目標設定すれば問題なし。ただ、集落によっては、よりステップアップした目標を立てるものもある。
- ・会 長 生産そのものではなく、生産のための農用地や周辺環境を管理する内容が求められる制度になっている。

※令和2年度以降の埼玉県の中山間地域等直接支払制度の特認基準地域については意見等なしで議事終了

イ 多面的機能支援事業について

- 農村整備課長から多面的機能支援事業（資料2）について説明
- 質疑等

- ・委 員 ほとんどの市町村（47市町）において、水路や農道の整備などに取り組まれているということだが、進捗状況は。
- ・農整課長 整備するというより、農振農用地の面積に対してどれだけの面積で保全活動に取り組んでいるかをカバー率として表している。
- ・委 員 地元で3年ほど前に埼玉方式のアンケートが行なわれ、要件に対して面積が足りない

から農地をどうしますかと聞かれた。どうなっているのか分からない。市からも報告がない。

- ・農整課長 多面的機能支援事業ではなく、埼玉型ほ場整備事業の件と思われる。埼玉型ほ場整備事業は簡易に田んぼの区画を直すことが可能で推進を図っている。地元の状況が整った時点で市から県へ事業要望があがってくるが、県にはまだ来ていないので市の方へ一度問い合わせていただきたい。
- ・会 長 長寿命化の活動で水路等を更新する際には、直営か外注が考えられるが、どの様に決めているのか。
- ・農整課長 基本的には活動組織で決める。重機を必要とするなど活動組織で施工できない大規模な補修等は業者へ外注を行っている。
- ・委 員 令和2年度でカバー率を7.7%あげるとのことだが、特別な施策はあるか。
- ・農整課長 先ほど説明したが他施策と連携した推進を行う。例えば、ほ場整備事業を実施している所は多面の活動組織が設立しやすい傾向にある。また、今まで活動を行っていた組織で交付金を受けずに活動を行っているところをきちんと拾い上げていく等して、カバー率を上げていきたい。
- ・委 員 ほ場整備を実施していると活動エリアが広がりやすいと説明があったが、平成30年度と令和元年度とで組織数を比べると減っているが、面積は増えているので、吸収する組織があるということか？
- ・農整課長 全てがほ場整備の実施で面積が増えるという事ではないが、外側のエリアに活動を広げやすい。また、資料の中で広域化について説明させていただいたが、既存の2つの組織を広域化させて組織を1つにすれば、組織は大きくなるが会計は1つになり効率化が図れる。
- ・委 員 一度休止した組織が再開する場合、組織は一から手続きを行うのか。
- ・農整課長 そのとおり。
- ・会 長 組織が合併するケースは多いのか。
- ・農整課長 広域化した組織は8市町、13組織で特に北の方に多い傾向である。

ウ 環境保全型農業直接支払事業について

- 農産物安全課長から環境保全型農業直接支払事業（資料3）について説明
- 質疑等

- ・委 員 6ページの制度の変更点の国際水準とは具体的にどういったものか。答えられる範囲でお願いしたい。
- ・農安課長 周辺から使用禁止資材が飛来または流入しないように緩衝帯の設置を行うこと、播種または植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと等の要件があると聞いている。
- ・委 員 要件に該当するかどうかの認証はどのような形になるのか。
- ・担 当 基本的には市町村の担当者が確認することとなっているが、限界があるため、現在の国の考えとしては、農業者相互で確認する体制を考えているようである。

- ・委員 6ページのように制度の変更があった場合には、実施状況が変わることがあるのか。
- ・農安課長 制度の要件が変わることで、実施状況は変わる。令和2年度に変更する要件は制度を実施するハードルが高くなることがあるので、実施状況が変わる可能性がある。
- ・会長 炭素貯留効果の高い有機農業の検証確認も、農家が相互に確認をするのか。
- ・担当 市町村が確認する。
- ・会長 相互に確認する際のチェックシートがあるのか。
- ・担当 農林水産省の方からチェックシートの案はまだ出ていないが、農家相互でチェックするためのシートが提供される予定。
- ・委員 有機認証を取得していれば、制度の要件に合致するのか。
- ・農安課長 そのとおり。有機認証を取得すれば要件に合致する。

エ 中山間地域ふるさと事業及び中山間地域ふるさと事業の5ヵ年計画について

- 農業ビジネス支援課長から中山間地域ふるさと事業及び中山間地域ふるさと事業の5ヵ年計画について説明（資料4）

※事業が同じため議事の（1）エ及び（2）を続けて説明

○ 質疑等

- ・会長 7ページのコンサルタント事業はどのような流れで実施まで至るのか。
- ・農ビ課長 県がまず市町村に事業周知を行い、手が挙がってきた地域に対して支援する形になる。コンサルタント業者は県がプロポーザルを実施し、選定する。選定には地元市町村の職員も委員に入り、選定する流れになる。
- ・会長 コンサルタントする企業は、地元企業かそうでない企業か。
- ・農ビ課長 どちらもある。企業に話を聞くと、地元以外の企業もプロポーザル前に対象の市町村に出向き、実地の調査をしている。
- ・委員 基金が約6億円あるが、どのくらいのスパンで活用するものか。
- ・担当 年度毎に基金を使用する割合が決まっていて、それが3%。約1,800万円を単年度に活用する形になる。
- ・委員 集落を見るとどこも10年後は存続が厳しいような状況だと思うし、地域が活性化される本当に効果的な事業があればいいと思う。その上でより効果的な事業になるため、地域が使いやすい事業にしてほしい。
- ・担当 ふるさと事業については、本日次期の5ヵ年計画を説明させていただいたことに関連するが、事業の計画をより大枠に取ることで、事業を様々な切り口で実施する予定。例えば今までは、大学生が地域に入る活動と、地域を企業にコンサルティングしてもらって計画地域を別にしていたが今回この両活動を包括的に実施できるよう事業計画を変更している。なるべく地域の方が使いやすいような事業にしていく。
- ・委員 この事業は大学の方から要望があるものか。
- ・担当 埼玉県にある大学と協定を結び、当課で営業活動を行ったり、事業の要件等をHPに掲載して、周知している。地域社会学などを専門としている大学生のゼミや先生から話があり、当課が地域に学生ボランティアなどの外部人材を受け入れたい地域・

市町村の要望を聞き取り、両者をマッチングさせている。

- ・委員 これはあくまで中山間地域の限定的な場所を実施するものか。
- ・担当 そのとおり。
- ・委員 私の農地は秩父地域にあり、特に鳥獣被害が大きな悩み。また、太陽光発電などで農地を転用し、どんどん農用地が減少傾向にある。これも農地の在り方なのかなとも考えるが、もどかしい。
- ・農ビ課長 確かに個人の農家としての管理は限界があるし、地域内のみんなで農地を管理することになる。しかし、地域内の人たちだけで管理するのも限界に近付いてきていると思う。そこで、こういった大学生などの若い外部の人材が地元に入ってもらっている。大学によっては、学生の卒業後やこの事業の終了後にも地域と交流を持っている方もいる。そういった方が最終的に移住につながればいいとは思いますが、なかなか難しいと思うので、関係人口を増やしていく中で地域内外の皆で農地を管理していく機運づくりをしていく必要がある。
- ・委員 ふるさと事業の話ではないが、説明のあった4事業は同地域で複数の事業を申請可能か。
- ・農ビ課長 可能である。
- ・委員 データとして4事業の取組実施状況が重なっている地域は把握しているのか。それとも個々の事業実施状況を管理し、それぞれの事業でオーバーラップはないのか。
- ・農ビ課長 個々の事業で管理している。
- ・委員 それを一つにしていくのは難しいのか。
- ・農ビ課長 対象が市町村全域であれば管理しやすいが、事業毎にエリアが異なるため難しい。
- ・会長 対象としている地域は別であっても、申請してくるグループは同じものだったりするのか。
- ・農ビ課長 一緒ではない。
- ・委員 4事業の活動区域を重ね合わせると地域の課題が見えてくると思う。
- ・委員 多面的機能支援事業の資料に活動手順が書かれてあったが、他の事業にもあると分かりやすい。また、多面的機能支援事業の実施箇所はHPで確認できるとのことだが、他の事業でも掲載しているのか。
- ・担当 中山間地域直接支払事業及び中山間地域ふるさと事業はHPで掲載している。

※中山間地域ふるさと事業の対象地域の変更及び中山間地域ふるさと事業の次期5ヵ年計画について、意見なしで議事終了